

産業廃棄物処分業許可証

住所 千葉県千葉市花見川区宮野木台四丁目18番2
氏名 株式会社京葉クリーンセンター
代表取締役 花島 正明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊人



許可の年月日 令和3年7月16日

許可の有効年月日 令和7年8月1日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎、圧縮及び圧縮破碎による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物であるものを除く。）、(イ) 紙くず、

(ウ) 繊維くず

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 圧縮による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物であるものを除く。）、(イ) 紙くず、

(ウ) 木くず、(エ) 金属くず（自動車等破碎物であるものを除く。）

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ウ 圧縮破碎による中間処理に係るもの

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

（自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む。」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1及び2のとおり

3 許可の条件

産業廃棄物の破碎処理は、午前8時から午後5時までの間の8時間とし、破碎施設及び防音壁等の維持管理を徹底し、騒音に係る規制基準を遵守すること。

4 許可の更新又は変更の状況

平成12年8月2日 新規許可

令和2年10月14日 変更届（保管施設及び分筆による地番の変更）

令和3年7月16日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

(以下余白)

複写不可

許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

| 施設の種類 (許可年月日及び許可番号) | 処理能力又は保管量 (設置年月日) | 数量 | 設置場所 |
|--|--|----|---|
| 破碎施設 (条例第12条第1項第2号) (平成15年5月16日, 第15-20-1-1号) | 廃プラスチック類 4.768 t/日 (0.596 t/時×8 時間) 紙くず 11.92 t/日 (1.49 t/時×8 時間) 繊維くず 11.92 t/日 (1.49 t/時×8 時間) (平成15年10月31日) | 1 | |
| 圧縮施設 | 廃プラスチック類 18.8 t/日 (2.35 t/時×8 時間) 紙くず 31.28 t/日 (3.91 t/時×8 時間) 木くず 39.12 t/日 (4.89 t/時×8 時間) 金属くず 46.96 t/日 (5.87 t/時×8 時間) ガラスくず, コンクリートく ず及び陶磁器くず 203.6 t/日 (25.45 t/時×8 時間) (平成15年10月31日) | 1 | 千葉県佐倉市畔田 字塚原 732番3の一部, 732番4の一部, 733番4の一部, 736番2の一部, 756番2の一部 |

(以下余白)



許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

| 施設の種類 (許可年月日及び許可番号) | | 処理能力又は保管量 (設置年月日) | 数量 | 設置場所 |
|------------------------|--|--|----|---|
| 処理前物保管施設 | 木くずの保管施設 | 60 m ² 80 m ³ | 1 | 千葉県佐倉市畔田 字塚原 732番3の一部, 732番4の一部, 733番4の一部, 736番2の一部, 756番2の一部 |
| | | 100 m ² 81 m ³ | 1 | |
| | 繊維くずの保管施設 | 26 m ² 35 m ³ | 1 | |
| | 紙くずの保管施設 | 26 m ² 35 m ³ | 1 | |
| | 廃プラスチック類の保管施設 | 77 m ² 123 m ³ | 1 | |
| | ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くずの保管施設 | 46 m ² 58 m ³ | 1 | |
| | 金属くずの保管施設 | 22 m ² 28 m ³ | 1 | |
| | 石膏ボードの保管施設 (4 t 車用コンテナ) | 8.2 m ² 8.2 m ³ | 1 | |
| | 廃プラスチック類, 繊維くず, 紙くずの保管施設 (10 t 車用コンテナ) | 15 m ² 21 m ³ | 1 | |
| | 混合廃棄物一時保管施設 | 144 m ² 144 m ³ | 1 | |
| 処理後物保管施設 | 木くず保管施設 (4 t 車用コンテナ) | 8.2 m ² 8.2 m ³ | 1 | |
| | 金属くずの保管施設 (4 t 車用コンテナ) | 8.2 m ² 8.2 m ³ | 1 | |
| | 石膏ボード保管施設 (4 t 車用コンテナ) | 8.2 m ² 8.2 m ³ | 1 | |
| | 残さ物の保管施設 (廃プラスチック類, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, 金属くず) | 171 m ² 273 m ³ | 1 | |
| | 残さ物の保管施設 (10 t 車用コンテナ) (廃プラスチック類, 繊維くず, 紙くず) | 15 m ² 21 m ³ | 1 | |

(以下余白)